

**埼玉県地球温暖化対策推進条例『目標設定型排出量取引制度』対応のための  
ガス使用量証明書の発行依頼書  
(代理人様からの依頼)**

開示先 (代理人)  ※書式Cの開示先と 同じ内容をご記入・ご捺印く ださい	住所	〒  ※証明書はこちらに記載された住所へ送付いたします。		
	代理人名称	※法人の場合は社判・公印、個人の場合は本人印の押印をお願いします。 <span style="float:right">印</span>		
	担当者名		所属	
	電話	( )		
使用場所 (事業所名) お客さま 番号件数	事業所名 :	( )	件)	※件数を必ず記載ください。
	※記載がない場合は、証明書の「事業所名」欄は空欄となります。			
ご提出頂く書類	必要書類 (書式C)	<p>開示対象のお客さま番号についての「ガス使用量のデータ開示承諾書」(書式Cの原本)も必要となります。あわせてご送付ください。</p> <p>〈2回目以降の申請の場合〉</p> <p>①以前に同内容(承諾者・代理人が同一、かつ同使用場所・同使用目的)でガス使用量証明書の発行を依頼され、「ガス使用量のデータ開示承諾書」(書式C-1~4)を東京ガスに提出済の場合は、<b>前回のガス使用量証明書のコピー(開示する対象のお客さま番号と一致するもの)でも代用できます。</b></p> <p>②前回のガス使用量証明書のコピーがない場合は、以下のいずれかを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書式Cのコピー(以前提出したもの)</li> <li>・開示する対象のお客さま番号のリスト</li> </ul> <p>※提出済の書式Cの承諾者または代理人に変更があった場合や、承諾期間が切れている場合は、再度書式Cの提出が必要です。</p>		
	添付書類 (代理人様の 本人証明書類) (*必須)	<p>代理人を証明する書類として以下のいずれかを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人様(代理人様名義)の検針結果のお知らせ(検針票)、請求書・領収書等の支払関連書類、ガス契約関連書類のいずれか1部のコピー(ガスのご使用がない場合は、電気や水道の検針票でも可)</li> <li>・本依頼書に押印した印鑑の印鑑登録証明書(取得後3か月以内の原本)</li> </ul> <p>※本依頼書と添付書類の名義・住所が一致していない場合は無効です。</p>		
作成対象 期間	年 月 検針分 から 年 月 検針分まで			
内容	<p>承諾者(別添する開示承諾書に記載のお客さま番号)の使用分のガス使用量について、以下の方法で開示を依頼する <b>※必要な内容に必ず✓をつけてください。</b></p> <p><input type="checkbox"/> ① 承諾者(ガス使用者) 5件以上の合算 (C-1またはC-2書式が必要)</p> <p><input type="checkbox"/> ② 承諾者(ガス使用者) 5件未満の合算 (C-3またはC-4書式が必要)</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 承諾者(ガス使用者) 1件ごと(合算値なし) (C-3またはC-4書式が必要)</p> <p><input type="checkbox"/> ①+③ 5件以上の合算および1件ごとの開示 (C-3またはC-4書式が必要)</p> <p><input type="checkbox"/> ②+③ 5件未満の合算および1件ごとの開示 (C-3またはC-4書式が必要)</p>			
使用目的	埼玉県地球温暖化対策推進条例 『目標設定型排出量取引制度』対応上必要となるガス使用量の証明のため			
*ご送付前に 必ずご確認ください	<p>① ご記入もれ・印鑑の押し忘れ等がないか、添付書類が揃っているか、もう一度ご確認ください。</p> <p>② 証明書を上記目的以外に使用することはお断りいたします。</p> <p>③ 埼玉県環境部から直接開示の依頼があった場合、東京ガスが本依頼書及び使用量証明書の写しを提出することをご了承ください。</p> <p>④ 証明書発行に際し、東京ガス所定の手数料ならびに郵送料等を代金引換郵便にてご負担いただきます。</p> <p>⑤ 証明書は上記の開示先(代理人)住所への送付となります。</p>			
その他 お申出事項				

【お問合せ先】東京ガス(株)お客さまセンター  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1  
 ビル：0570-002211 電話：03-3344-9100  
 ※担当部所/情報開示センター